

横 浜 市 長

住 所

許可申請者

氏 名

印

開発行為に伴うごみ集積場所 の設置に関する(新規・変更)協議申出書

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第2条の規定に基づき、開発行為に伴う公益的施設に関する協議のうち、ごみ集積場所に係る協議を申し出ます。

設 計 者	住 所 氏 名	(担当者) (電話) 印	
工事施工者	住 所 氏 名	(担当者) (電話) 印	
施行地区	区	施行面積	住宅戸数
		m ²	戸
ごみ集積場所の概要	面積	m ² [有効 m ²]	箇所 (利用戸数 戸)
横浜市への寄附の意向	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

〔注意〕

- 1 ごみ集積場所を複数配置する場合には、それぞれの面積を記入してください。
- 2 横浜市へごみ集積場所を寄附する場合においても、日常の維持管理は利用される方々が行うこととなります。
- 3 寄附に必要な書類、図面等は寄附申請までに提出できるようにしてください。

※横浜市使用欄

整 理 番 号	
第	号
-	-
受 付 欄	

添付書類

1	案内図(付近見取り図)(1/2,500地形図)	開発区域を明示すること
2	土地利用計画図(1/300~1/500)	開発区域内の土地利用計画を表した図面
3	詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること

住所
許可申請者
氏名 様

横浜市 長

開発行為に伴うごみ集積場所 の設置に関する(新規・変更)協議同意書

本書及び添付書類に記載の開発行為に伴うごみ集積場所の設置については、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第3条の規定に基づき、次のとおり同意します。

設計者	住所 氏名		
工事施工者	住所 氏名		
施行地区	区	施行面積	住宅戸数
		m ²	戸
ごみ集積場所の概要	面積 [有効 m ²]	箇所 (利用戸数 戸)	
条件			

[注意]

- この同意書は、都市計画法第29条に基づく申請を建築局へするときに添付してください。
- この同意書と異なる開発行為をする場合は（開発行為変更を申請する場合を含む。）、改めて協議を申し出てください。

※横浜市使用欄

整理番号	
第	号
審査欄	

横 浜 市 長

住 所
許可申請者
氏 名 (印)

取 下 書

開発行為に伴う公益的施設（ごみ集積場所）に関する（新規・変更）協議申出書 にかかる開発行為については、計画を取り止めることとなりましたので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第6条の規定により取下書を提出します。

設 計 者	住 所 氏 名	(担当者) (電話) (印)			
工 事 施 工 者	住 所 氏 名	(担当者) (電話) (印)			
施 行 地 区	区	施行面積		住宅戸数	
		m ²		戸	
ごみ集積場所の概要	面積	箇所（利用戸数 戸）			
	[有効 m ²]				
協議申出書 (様式第1号)	整理 番号	第	—	号	申出日
					年 月 日
協議同意書 (様式第2号)の交付	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			協議 成立日	年 月 日

〔注意〕

- 1 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、協議申出書を取り下げる場合に提出してください。
- 2 すでに協議同意書が交付されている場合には、これを返却してください。

※横浜市使用欄

整 理 番 号	
第 — 号	
受 付 欄	

横 浜 市 長

住 所
許可申請者
氏 名

Ⓜ

変 更 届

開発行為に伴う公益的施設（ごみ集積場所）に関する協議について次のとおり変更しますので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第7条第3項の規定により変更届を提出します。

施行地区	区							
協議申出書 (様式第1号)	整理 番号	第	—	号	申出日	年	月	日
協議成立日 (協議同意書の交付日)	年 月 日							

変更箇所		<input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 寄附の意向 <input type="checkbox"/> その他()
変更内容	新	
	旧	
変更理由		

※横浜市使用欄

〔注意〕

ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がある場合は、この様式を使用することはできません。協議申出書（様式第1号）を用いて、変更協議の申出を行ってください。

整 理 番 号	
第	— 号
受付欄	

横 浜 市 長

住 所

許可申請者

氏 名

Ⓜ

ごみ集積場所面積訂正申請書

協議・同意書（様式第2号）に記載されたごみ集積場所の面積と境界確定等により確定したごみ集積場所の面積とに差異が生じたので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第8条第1項の規定により、ごみ集積場所面積訂正申請書を提出します。

なお、ごみ集積場所の形状は一切変更していないことを申し添えます。

施行地区	区							
協議申出書 (様式第1号)	整理 番号	第	—	号	申出日	年	月	日
協議成立日 (協議同意書の交付日)	年 月 日							

ごみ集積場所面積	訂 正 前	訂 正 後
	m ²	m ²

〔注意〕

ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がある場合は、この様式を使用することはできません。協議申出書（様式第1号）を用いて、変更協議の申出を行ってください。

※横浜市使用欄

整理 番 号	
第	— 号
受付欄	

添付書類

1	協議同意書の写し (様式第2号)	
2	詳細図	必要箇所を訂正した図面

住所
許可申請者
氏名

様

横浜市 長

ごみ集積場所面積訂正承認通知書

年 月 日に申請のありましたごみ集積場所面積訂正申請書について、書類審査等の結果、適正であると承認しましたので、開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、本書は開発行為に伴う公益的施設（ごみ集積場所）の設置に関する協議同意書（様式第2号）と併用してください。

	訂 正 前	訂 正 後
ごみ集積場所面積	m ²	m ²

※横浜市使用欄

整 理 番 号	
第	号
審査欄	

横浜市 長

住所
寄附申請者
氏名

印

ごみ集積場所寄附申請書

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱第11条の規定により、横浜市にごみ集積場所を寄附したく申請します。

また、寄附されたごみ集積場所の日常の維持管理は利用者が行うことについて、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し説明します。

1 寄附の概要

協議成立番号	第 一 号	協議成立日	年 月 日	筆数	筆	住宅戸数	戸
開発地区	区				開発面積		m ²
寄附区域	区				寄附面積		m ²

2 地権者の同意

本申請書に係るごみ集積場所を横浜市に寄付することに同意します。

住所
地権者
氏名

印

添付書類

書 類	様式	説 明
1 協議同意書 (写)	2号	
2 ごみ集積場所面積訂正承認通知書 (写)	6号	集積場所面積を訂正した場合のみ
3 横浜市に寄附する土地の登記簿謄本		公簿地積と実測地積が等しいこと 仮登記、抵当権、賃貸権等が設定されていないこと 地目は「雑種地」であること
4 公図 (写)		作成者が記名、押印し作成年月日を記入すること
5 求積図 (1/50~1/250)		筆別に求積すること 作成者が記名、押印し作成年月日を記入すること
6 土地利用計画図 (1/300~1/500)		
7 土地寄附契約書	9号	1部には、収入印紙198円を貼付すること
8 登記承諾書	10号	
9 印鑑証明書		土地の登記簿上の権利者と符合すること
10 資格証明書		会社事項全部証明書又は代表者事項証明書 土地の登記簿上の権利者と符合すること

※ 図面類は、A4判左とじにできるようなり。

※横浜市使用欄

整 理 番 号	
第	号
受付欄	

土地寄附契約書

土地の所有者 _____ (以下「旧土地所有者」という。)と横浜市は、次のとおり土地寄附契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 旧土地所有者は、旧土地所有者の所有する次に掲げる土地(以下「土地」という。)を横浜市に寄附する。

所在	地番	地目	地積(m ²)

(所有権の移転及び土地の引渡しの時期)

第2条 土地の所有権は、この契約を締結した時点で横浜市に移転し、土地の引き渡しがなされたものとする。

(登記の関係書類の提出等)

第3条 旧土地所有者は、この契約の締結と同時に、土地の所有権移転登記に必要な関係書類及びその他横浜市が必要と認めて提出を求めた書類を横浜市に提出し、横浜市は、速やかにこの土地の登記を行う。

(担保物権の消滅、かし担保責任等)

第4条 旧土地所有者は、土地に抵当権、質権、先取特権、その他担保物権が存するとき、又は設定されているときは、第3条による所有権移転登記を行うまでに当該権利を消滅させ、当該権利が登記されているときは、抹消しなければならない。

2 旧土地所有者は、土地について、隠れたかしがあったとき、又は第三者から異議の申し立て等があったときは、責任を持って解決するものとし、横浜市に損害を与えたときは、その責めを負う。

(譲渡の禁止)

第5条 旧土地所有者は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

第6条 土地の公租公課は、土地の所有権移転登記完了後においても、旧土地所有者を義務者として課されるものについては、旧土地所有者の負担とする。

(契約の解除)

第7条 横浜市は、旧土地所有者がこの契約の定める義務を履行しなかったとき、又は履行することができないときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第8条 この契約に関する訴えの提起等は、横浜市の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に行く。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて旧土地所有者の負担とする。

(日常の維持管理)

第10条 当該ごみ集積場所の日常の維持管理は原則として利用者が行うものとする。

2 利用者が構造物の変更を希望する場合は、事前に横浜市と協議した上で、利用者がこれを行うことができる。

(利用者への説明)

第11条 旧土地所有者は、前条の規定について、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し、説明するものとする。ただし、旧土地所有者と寄付申請者が異なり、寄付申請者がこの条項の説明を行う場合はこの限りではない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約の条項に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、旧土地所有者と横浜市が協議して定める。

旧土地所有者及び横浜市は、この契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

(旧土地所有者)

横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市資源循環局長

住 所

氏 名

⑩

登記承諾書

次の表示の土地は、ごみ集積場所として、年 月 日横浜市に寄付しましたので、その所有権移転の登記をすることを承諾します。

土地の表示

所在	地番	地目	地積
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²
区			m ²

(法務局提出用)